

木質バイオマス熱利用導入可能性調査検討業務委託 プロポーザル実施要領

1 契約の目的

本市の山村地域（旭、足助、稲武、小原、下山の5地区）では、人口減少や少子高齢化等に伴う地域の担い手不足により、草刈り等の地域活動が困難となり、耕作放棄地が増加するなど集落の持続可能性が危ぶまれている。こうした課題を解決するため、木材や耕作放棄地といった地域資源を活用し、経済循環を生み出す出口策の確保が求められている。

本契約は、山村地域におけるバイオマス燃料の需給予測や事業の採算性評価等により、木質バイオマス熱利用の導入可能性を検証・判断することを目的とする。

2 契約の概要

本契約では、以下3つの業務を実施する。

- （1）バイオマス燃料の供給可能量及び需要想定量の試算
- （2）運営スキームの比較検討及び事業採算性評価
- （3）木質バイオマス熱利用の導入意義や効果、課題等の整理

3 提案限度額

8,910,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- （1）公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- （2）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- （3）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （4）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- （5）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- （6）このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

- ・令和3年4月以降に、官公庁(国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。)発注の業務で、元請けとして1件あたり400万円以上(消費税込み)の木質バイオマス熱利用の導入又は事業拡大の調査検討に関する業務の履行実績を有するものであること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

令和8年7月21日(火)	業者選定審査会による方式の決定
7月22日(水)	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始 業務説明資料等の交付開始
8月4日(火)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
8月5日(水)	参加資格確認通知書の送付
8月7日(金)	質問の回答期限
8月24日(月)	提案書等の提出期限
8月27日(木)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
8月28日(金)	選考結果の通知 最優秀提案者との仕様書の協議開始
9月28日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
10月7日(水) 予定	見積徴取
10月15日(木) 予定	契約締結

(2) ヒアリング

ア 日時 令和8年8月27日(木)

午後1時15分から5時のうち指定する25分間

イ 場所 豊田市役所 足助支所 本館2階第2会議室

ウ 備考

- ・提出された企画書等に基づき1社25分(プレゼンテーション10分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うため自己紹介を行わないこと。
- ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- ・出席者は3名以内とし、業務担当責任者からの説明とする。

6 選考委員

委員長	地域活躍部	専門監(総合山村担当)	古澤 彰朗
委員	愛知県森林協会	専務理事	鈴木 成明
	豊田森林組合	代表理事組合長	川合 寿人
	地域活躍部	足助支所 支所長	杉浦 智文
	地域活躍部	稲武支所 支所長	吉澤 英俊

7 提案書等の提出書類

A 4サイズ片面6枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載すること（提出部数は、紙媒体（両面印刷可）で正本1部・副本6部、電子媒体で正副各1部）。なお、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと（表紙、目次及び本文を含むので注意すること。）。

（1）業務経歴

- ・ 4（7）に記述した業務の実績一覧（元請けに限る。）
（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

（2）業務担当体制

- ・ 業務担当責任者及び業務担当者の経歴、4（7）に記述した業務の実績、現在の手持ち業務

（3）業務実施方針

- ・ 実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

（4）本業務への提案及び意見

- ア バイオマス燃料の供給可能量及び需要想定量の試算に関する提案
- イ 運営スキームの比較検討及び事業採算性評価に関する提案
- ウ 本市での導入意義や効果、課題等の整理に関する提案
- エ 導入可能性の検証・判断に資するその他の提案

（5）工程計画

（6）見積書及び積算内訳書（1部）

8 評価基準

- （1）下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴（90点）【事務局評価】

- （ア）企業の受託実績（30点）
- （イ）業務担当責任者の業務経験（30点）
- （ウ）業務担当者の業務経験（30点）

イ 業務実施計画等（72点）×5人【選考委員評価】

- （ア）業務実施方針（16点）
- （イ）本業務についての提案・意見（48点）
- （ウ）工程計画（4点）
- （エ）取組意欲（4点）

ウ 価格（50点）【事務局評価】

評価点（500点）＝ア（業務経歴（90点））＋イ（業務実施計画等72点）
×5人）＋ウ（価格（50点））

※詳細は、別紙「評価基準」のとおり

（2）価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち50点を満点とし、以下の式によって算出

する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\boxed{\text{価格点} = 50 \text{ 満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})}$$

- (3) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（225点）に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用のすべては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の選考委員との接触を禁止する。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) すべての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (8) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する木質バイオマス熱利用の導入に向けた令和9年度の調査検討・調整に関する業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。なお、随意契約を行う際は、仕様書の内容を変更する場合がある。

【問合せ先（提出先）】

〒444-2424 愛知県豊田市足助町宮ノ後 2 6 - 2

豊田市役所 地域活躍部 総合山村室 金川、岩月

電話 0565-62-0610（直通） FAX 0565-62-0614

E-mail : sanson@city.toyota.aichi.jp

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。